令和3年第4回市議会(定例会) 付議案件綴及び同説明資料綴

(その4)

堺市

り 次

				真
議案第	117	号	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

令和3年第4回市議会(定例会)に次の案件を提出する。

令和3年11月29日 堺市長 永藤 英機

議案第 117 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

堺市職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」に改める。

第34条の3第1項中「100分の227.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 堺市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」に改める。

第34条の3第1項中「、6月に支給する場合においては100分の212.5、1 2月に支給する場合においては100分の217.5」を「100分の215」に改め る。

別表第1中「142,900」を「147,700」に、「144,000」を「148,700」に、「145,200」を「149,700」に、「146,300」を「150,700」に、「147,300」を「151,600」に、「148,200」を「152,300」に、「149,000」を「153,000」に、「149,900」を「153,700」に、「140」に、「151,600」を「155,100」に、「150,700」を「154,400」に、「151,600」を「155,100」に、「152,500」を「155,800」に、「153,400」を「156,500」に、「154,400」を「157,2

00」に、「155,900」を「157,900」に、「157,400」を「158,600」に、「159,000」を「159,400」に改める。

(堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第8号)の一部 を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の112. 5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部 を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」に改める。

第6条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

堺市職員の給与に関する条例等の一部 改正について

1 改正の趣旨

- (1) 令和3年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員 の期末手当について改定するものであること。
 - ア 一般職の職員(再任用職員及び特定任期付職員を除く。)に対し令和3年12月に 支給するものの支給割合を100分の127.5から100分の112.5(管理職 員にあっては、100分の107.5から100分の92.5)に引き下げるもの
 - イ 一般職の職員(再任用職員及び特定任期付職員を除く。) に対し令和4年6月以降 に支給するものの支給割合を100分の112.5から100分の120(管理職員 にあっては、100分の92.5から100分の100)にするもの
 - ウ 再任用職員に対し令和3年12月に支給するものの支給割合を100分の72. 5から100分の62.5(管理職員にあっては、100分の62.5から100分の52.5)に引き下げるもの
 - エ 再任用職員に対し令和4年6月以降に支給するものの支給割合を100分の62. 5から100分の67.5 (管理職員にあっては、100分の52.5から100分の57.5) にするもの
 - オ 特定任期付職員に対し令和3年12月に支給するものの支給割合を100分の1 67.5から100分の157.5に引き下げるもの
 - カ 特定任期付職員に対し令和4年6月以降に支給するものの支給割合を100分の 157.5から100分の162.5にするもの
- (2) 市長等の特別職の職員の期末手当について、次のとおり改定するものであること。
 ア 令和3年12月に支給するものの支給割合を100分の227.5から100分の217.5に引き下げるもの
 - イ 令和4年以降、6月に支給するものの支給割合100分の212.5及び12月 に支給するものの支給割合100分の217.5をいずれも100分の215にする もの

(3) 令和3年10月1日付けの大阪府の最低賃金の改定を踏まえ、堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)において定める行政職給料表の給料月額の一部を改定するものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(1)イ、エ及びカ、(2)イ並びに(3) に係る改正規定は、令和4年4月1日から施行するものであること。

令和3年第4回市議会(定例会) 付議案件綴及び同説明資料綴(その4)

令和3年11月 発 行

編集 • 発行 堺市財政局財政部資金課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL http://www.city.sakai.lg.jp/

配架資料番号

1-B2-21-0083